

宮下 それぞれ、「以下」が条件ですから、そのとおりです。いずれにせよ、商店街全体のイベントとして抽選会を行うに当たっては、共同懸賞とすべきでしょう。法的には、全体の「相当多数」が参加するのであれば、共同懸賞の要件を満たすとされていますが、イベントを強行したために商店街の一体性が崩れてしまったら、まさに角をためて牛を殺すようなものです。したがって、メンバーの方には抽選会の趣旨を理解してもらうことが大事であり、青山さんとして、そのための努力をすることが必要だと思います。

最後に、四つめの「オープン懸賞」ですが、これは商品の購入などを行わなくてもよいというものです。
青山 テレビ番組などで、クイズに当選すればヨーロッパ旅行が当たるようなものが該当するのでしょうか？

宮下 そうです。この「オープン懸賞」に関しては、以前は提供できる懸賞の最高額が一〇〇万円までと規定されていましたが、平成十八年四月の改正で上限額がなくなりました。
青山 よくわかりました。反対しているメンバーについては、もう一度私から説得してみます。ところで、最初に「景品表示法が食品偽装問題にも関わる法律」とおっしゃっていただいたのはどういう意味ですか？

景表法での原産地表示
ガイドライン

宮下 景表法四条では、ある事業者が提供する商品などについて、一般消費者に誤認されるおそれのある表示や、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれのある表示を禁止しています。これを受けて、公正取引委員会では、例えば原産国表示に

ついてのガイドラインを設けています。

国産品について、国産であることを一般の消費者が判別することが困難であると認められる表示や、外国産品について、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般の消費者が判別することが困難であると認められる表示が、原産国に関する不当な表示であるとされています。

また、国内に限った問題として、例えば産地のブランド名である「松坂牛」という表示を松坂牛ではない牛肉に表示した場合、やはり、景表法上の規制が掛かることとなります。このような表示は、商品の品質その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示しているものとして不当な表示と判断される（景表法4条1項1号）こととなります。このような表示は、「優良誤認表示」と呼ばれています。

青山 景表法は奥が深い法律ですね。我々の商店街でも産地偽装に荷担することのないよう、抽選会のための景品を選定する際には十分気をつけたいと思います。どうもありがとうございます。
宮下 どういたしまして。イベントの詳細が決まったら、教えてください。



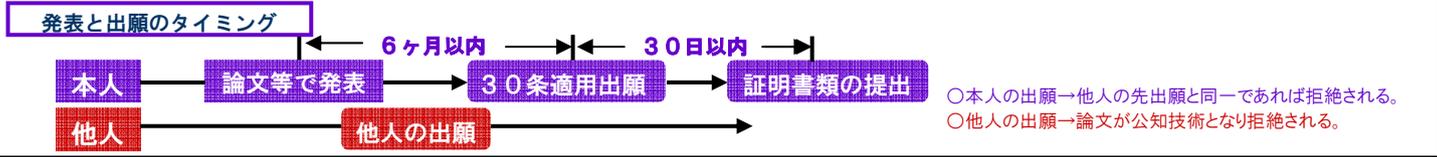
知的財産権制度 Q & A (特許庁)

Q.開発・発明段階に生ずる知的財産権の問題と対応

～出願する前に試作品を他人に見せ、業界紙に発表したら、「公にしたからだめだ」といわれたのですが、権利は取れませんか？～

A. 権利化をしようとする技術や商品が公に知られたかどうか（公知といいます）の判断によります。特許として登録される発明は、今までにない「新しいもの」でなければなりません。これを「新規性」と呼んで、特許や意匠として権利が認められる重要な要件のひとつです。一般紙、業界紙や専門誌などの刊行物に特許や意匠などの内容を出願する前に掲載すると、その時点で「公知」となるので新規性を失います。特許、実用新案、意匠の権利を受けようとするときは、出願が終わるまでは、原則として、公にすることを避けなければなりません。売り込みのための説明も原則としてダメです。しかし、特許法等では一部に例外が認められています。「**新規性喪失の例外**」として特許等を取れる可能性があります。これは刊行物に掲載しても、発表後6ヶ月以内に掲載したことを記載して出願したときは、例外的に新規性を失わないということです。この規定を適用できるのは、刊行物以外にホームページでの発表や、特定の学術団体が開催する研究集会での発表、開設者の1ヶ月前の申請という限定つきですが各種博覧会での展示発表にも適用されます。意匠に限り、公知にした後6ヶ月以内は、公知にした理由を問わず「新規性喪失の例外」の適用があり、意匠登録を受けることができます。意匠は、販売、展示、見本の頒布等により動向を打診する場合があります。

《補足説明》
他人に試作品を評価してもらうために開発品を見せる場合がありますが、守秘義務（秘密保持契約）を課しておけば公知とはならず、新規性も失いません。新規性喪失の例外規定を適用して出願しても、第三者が自分より先に出願をしないとは限りません。この場合は、第三者の出願により拒絶されるおそれがあります。したがって、新規性喪失の例外規定があるからといって安心はできません。（何事も面倒がらずに事前の手続きを！）



○本人の出願→他人の先出願と同一であれば拒絶される。
○他人の出願→論文が公知技術となり拒絶される。